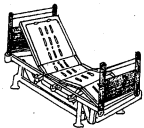
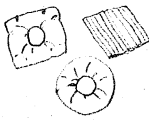
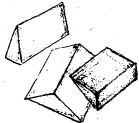
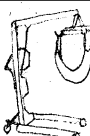
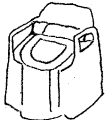
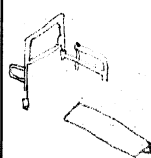
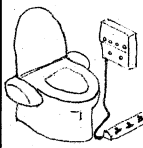
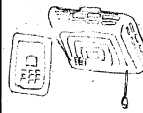
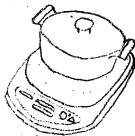
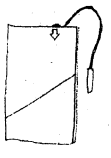
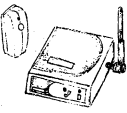
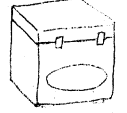
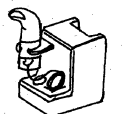
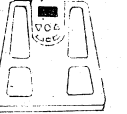
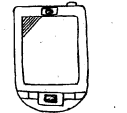
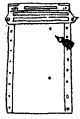
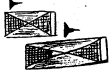
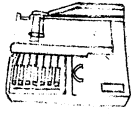
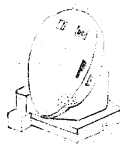
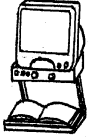


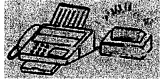
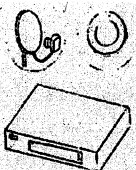
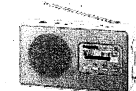
日常生活用具一覧

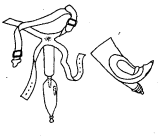
種 目	名称	用具例	対 象 者	性能	基準額	耐用年数	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台		下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者（児）で、原則として学齢児以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円	8年	
	特殊マット		下肢又は体幹機能障害1級の障害者（常時介護を要する者に限る。） 重度又は最重度の知的障害児で、原則として3歳以上 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で、原則として3歳以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止する機能を有するもの。	19,600円	5年	
	特殊尿器		下肢又は体幹機能障害1級の障害者（児）で、原則として学齢児以上（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000円	5年	
	入浴担架		下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者（児）で、原則として3歳以上（入浴に介助を要する者に限る。）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400円	5年	
	体位変換器		下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者（児）で、原則として学齢児以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介助者が障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000円	5年	
	移動用リフト		下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者（児）で、原則として3歳以上	介護者が障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年	
	訓練いす（児のみ）		下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で、原則として3歳以上	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年	
	訓練用ベッド（児のみ）		下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上	腕又は脚の訓練できる器具を備えたもの。	159,200円	8年	
自立生活支援用具	入浴補助用具		下肢又は体幹機能障害の障害者（児）で、入浴に介助を要する者で、原則として3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年	
	便 器		下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者（児）で、原則として学齢児以上	障害者（児）が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円	8年	
	頭部保護帽		平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害の障害者（児） てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者（児）・精神障害者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	A 15,656円 B 37,852円	3年	価格は、オーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の80%の範囲内の額とすること。

種 目	名称	用具例	対 象 者	性能	基準額	耐用年数	備考
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ		平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害の障害者（児）	主体－木材（十分な強度を有するもの） 外装－ニス塗装	2,310円	3年	夜光材付とした場合は、430円（全面夜光材付とした場合1,260円）増しとすること。 価格は1本当たりのものであること。 外装に白色または黄色ラッカーを使用した場合は273円増しとすること
				主体－軽金属 外装－塗装なし	3,150円		
	移動・移乗支援用具		平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害の障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者で、原則として3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年	
	特殊便器		上肢障害2級以上の障害者（児）で、原則として学齢児以上 重度又は最重度の知的障害者（児）で、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者で、原則として学齢児以上	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年	
	火災警報器		障害等級2級以上の障害者（児）（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 重度又は最重度の知的障害者（児）（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	15,500円	8年	1世帯につき、2台までに限る。
	自動消火器		障害等級2級以上の障害者（児）（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 重度又は最重度の知的障害者（児）（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの。	28,700円	8年	
	電磁調理器		視覚障害2級以上の障害者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 重度又は最重度の知的障害者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの。	41,000円	6年	

種 目	名称	用具例	対 象 者	性能	基準額	耐用年数	備考
自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機		視覚障害2級以上の障害者（児）で、原則として学齢児以上	電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長することができるもので、障害者（児）が容易に使用し得るもの。	7,000円	10年	
	聴覚障害者用屋内信号装置		聴覚障害2級以上の障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400円	10年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器		腎臓機能障害3級以上の障害者（児）で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者で、原則として3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500円	5年	
	ネブライザー（吸入器）		呼吸器機能障害3級又は同程度の身体障害者（児）であって必要と認められるもので、原則として学齢児以上	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	36,000円	5年	
	電気式たん吸引器		呼吸器機能障害3級又は同程度の身体障害者（児）であって必要と認められるもので、原則として学齢児以上	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	56,400円	5年	
	酸素ボンベ運搬車		呼吸機能障害の障害者で、医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	17,000円	10年	
	視覚障害者用体温計（音声式）		視覚障害2級以上の障害者（児）で、原則として学齢児以上	検温結果を、音声により伝える機能を有するもので、障害者（児）が容易に使用し得るもの。	9,000円	10年	
	視覚障害者用体重計		視覚障害2級以上の障害者	計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤に点字等があり、静止させた文字盤及び針に直接触れることができる機能を有するもので、障害者が容易に使用し得るもの。	18,000円	5年	
	パルスオキシメーター		呼吸機能障害3級以上の障害者（児）で、医療保険における在宅酸素療法を行う者又は在宅で人工呼吸器を常時使用している者（入院中の者を除く。）	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	42,000円	5年	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由障害者（児）であって、発声・発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用できるもの。	98,800円	5年	
	情報・通信支援用具		上肢機能障害又は視覚障害の障害者（児）で、原則として学齢児以上	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト。（パソコン本体を除く。）	100,000円	5年	

種 目	名称	用具例	対 象 者	性能	基準額	耐用年数	備考
点字ディスプレイ			視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500円	6年	
点字器			視覚障害者	A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製	A 10,712円 B 6,798円	7年	
				A 32マス4行、片面書アルミ製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	A 7,416円 B 1,699円	5年	
点字タイプライター			視覚障害２級以上の障害者（児）（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	点字の六点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもので、障害者（児）が容易に使用し得るもの。	63,100円	5年	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機		視覚障害２級以上の障害者（児）で、原則として学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音又は再生が可能な製品であって、障害者（児）が容易に使用し得るもの。	85,000円	6年	
	再生専用機				35,000円	6年	
視覚障害者用活字文書読上げ装置			視覚障害２級以上の障害者（児）で、原則として学齢児以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者（児）が容易に使用し得るもの。	99,800円	6年	
視覚障害者用音声ICタグレコーダー			視覚障害２級以上の障害者（児）で、原則として学齢児以上	点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ICタグその他の集積識別情報と音声データを関連づけ、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもので、障害者（児）が容易に使用し得るもの。	59,800円	6年	
視覚障害者用読書器			視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上	画像入力装置により、読みたいもの（印刷物等）を拡大表示又は読み上げるもの。	239,000円	8年	
視覚障害者用時計	触読式		視覚障害２級以上の障害者（児）で、原則として学齢児以上	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	10,300円	10年	
	音声式		視覚障害２級以上の障害者（児）で、原則として学齢児以上で、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者。		13,300円	10年	

種 目	名 称	用具例	対 象 者	性 能	基準額	耐用年数	備 考
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置		聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する障害者（児）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの。	71,000円	5年	
	聴覚障害者用情報受信装置		聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者（児）が容易に使用し得るもの。	88,900円	6年	
	視覚障害者用地デジ放送対応ラジオ		視覚障害者手帳2級以上で学齢児以上	「テレビが聞ける」ラジオ	29,000円	6年	
	人工内耳用音声信号処理装置		聴覚障害者であって、現に人工内耳を装着している者。ただし、医療保険が適用される場合を除く。	人工内耳用の音声信号処理装置（スピーチプロセッサ）で、障害者が容易に使用できるもの。	200,000円	5年	現に使用している装置が、装用後5年を経過していること。
	人工喉頭	笛式	音声機能障害者（児）であって、喉頭摘出者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール管等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	5,150円	4年	気管カニューレ付とした場合は3,193円増しとすること。
		電動式		顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	72,203円	5年	価格は電池又は充電器を含むものであること。
	点字図書		主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（児）	点字により作成された図書。	別に定める。	—	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマ用品（消化器系）	膀胱又は直腸機能障害者（児）で、ストーマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。	8,858円	—	価格は1か所当たりの皮膚保護材及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。
		ストーマ用品（泌尿器系）		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用キャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。	11,639円	—	
		洗腸用具		洗腸装具	17,716円	6ヵ月	
	紙おむつ等	紙おむつ	3歳以上であって、次の何れかに該当する者とする。 ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。 イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。	紙おむつ	12,000円	—	価格は月額であること。
		サランガーゼ脱脂綿		サラン、ガーゼ、脱脂綿	12,000円	—	

種 目	名称	用具例	対 象 者	性能	基準額	耐用年数	備考
排泄管理支援用具	収尿器	男性用		下肢・体幹機能障害で、排尿障害（特に失禁）のある者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型	A 7,931円 B 5,871円	1年
		女性用				A 14,802円 B 6,077円	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）	障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	別に定める。		簡易型は採尿袋20枚を1組とする。
備考 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。 3 同程度の身体障害者とは、医師の意見書によるものとする。 4 視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、既に視覚障害者用テープレコーダーの給付を受け、給付日より2年に満たない者は、原則として給付対象外とする。							